

補助金を使えるもの ※消費税を含めてよい	補助金を使えないもの
<p><b>【賃金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員への<b>一時金</b> ※法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることも可能</li> <li>・ベースアップ ※ただし今後も賃金水準を維持することが必要</li> </ul>	
<p><b>【職場環境改善】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場環境改善等のための取組を実施するための<b>研修費</b> ※研修に要する費用として切り分けられるものであれば対象経費として充当できる 例) 外部講師への報償費・旅費・お茶代・資料費など ※職場環境改善に資する研修であれば幅広く対象となる 例) 職員の資格取得(社会福祉士等)の受講費補助、資質の向上やキャリアアップに向けた研修 処遇改善加算のキャリアパス要件IIにある研修</li> <li>・<b>介護助手等の募集経費</b> ※介護補助者、介護サポーターなど介護助手に類するものを含む 例) 求人広告、求人チラシ印刷、人材派遣会社の紹介料</li> <li>・<b>以下の取組を実施するために要する費用</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>①介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化</li> <li>②業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等)</li> <li>③業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担(介護助手の活用等)の取組</li> </ol> 例) 会議費、コンサルティング費用 </li> </ul>	

- ・**介護職員の募集経費**
- ・**介護テクノロジー等の機器購入**  
例) PC、プロジェクター等の購入
- ・**基準上実施が義務付けられているかつ、職場環境改善とは趣旨が異なる研修費**  
例) 高齢者虐待防止のための研修
- ・**研修に要する費用として切り分けができないもの**  
例) 研修に使用する会議室の改修費用や机、椅子等の物品・備品の購入